

愛知県立半田高等学校いじめ防止基本方針

I いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの子どもでも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たっていくものとする。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切である。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。また、実体験の乏しい生徒が、さまざまな体験活動等を通して人間的に成長できる取組の充実を図ることとする。

II いじめ防止対策組織について

いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

(1) 「いじめ・不登校対策委員会」について

ア 委員会のメンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任、養護教諭
教育相談担当

(必要に応じて、スクールカウンセラー等外部の専門家を加える。)

参考

生徒相談委員会

教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、生徒相談担当、養護教諭

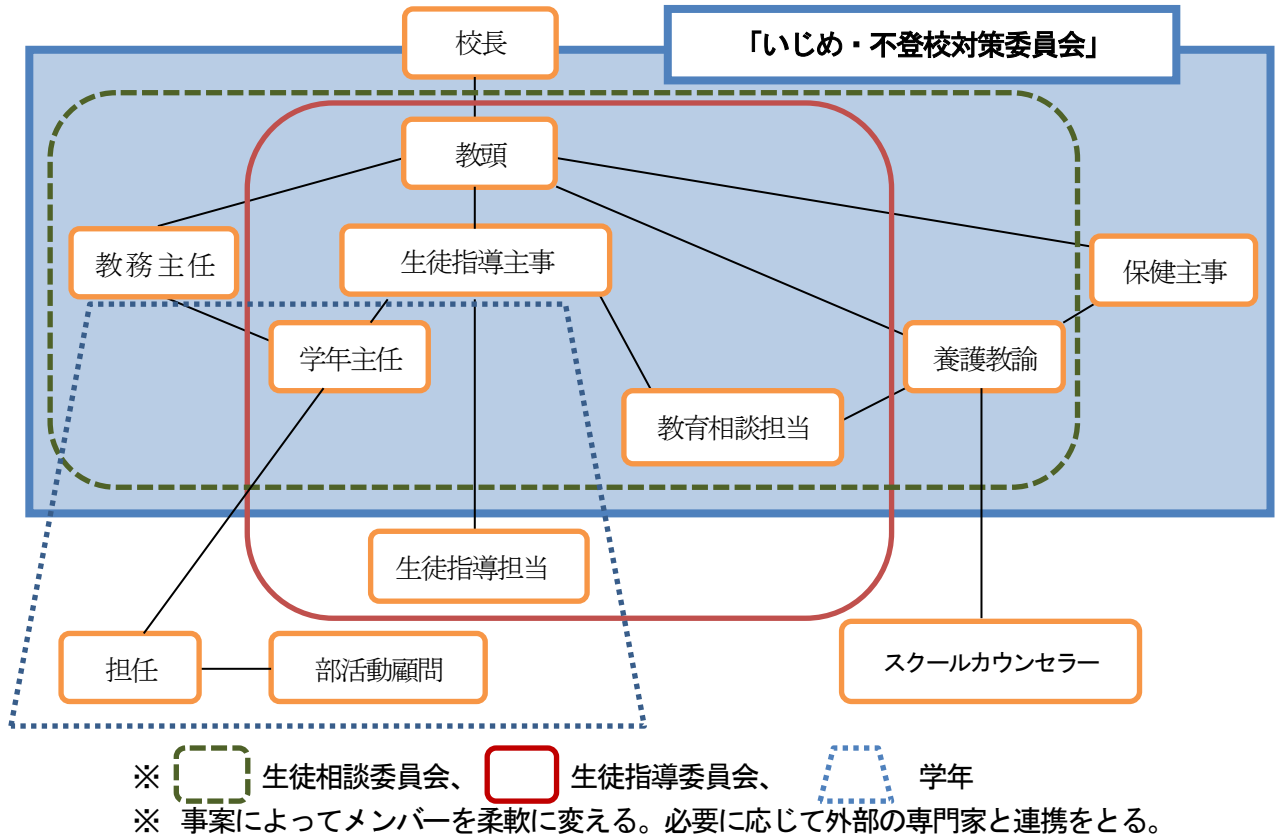
生徒指導委員会

教頭、生徒指導主事、学年主任、生徒指導部

イ 指導・支援チーム

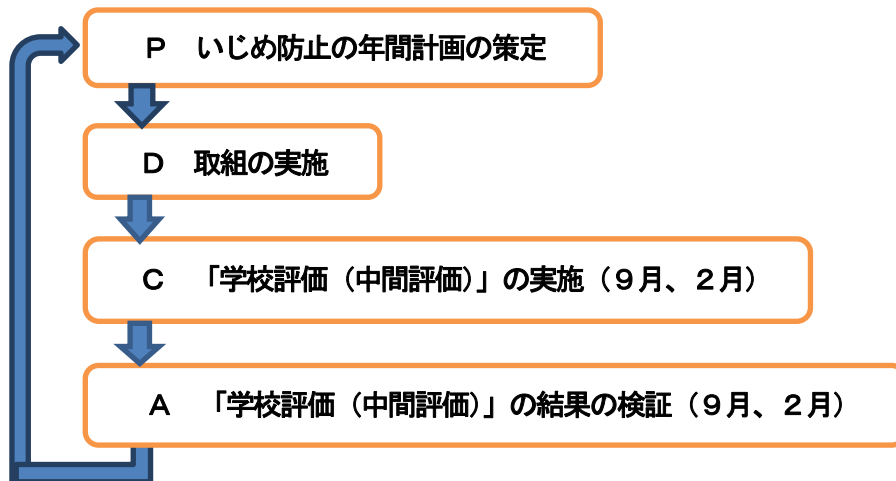
委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行う。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。

【組織図】



(2) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割や機能等

ア 取組の検証 (PDCAサイクル)



イ 教職員への共通理解と意識啓発

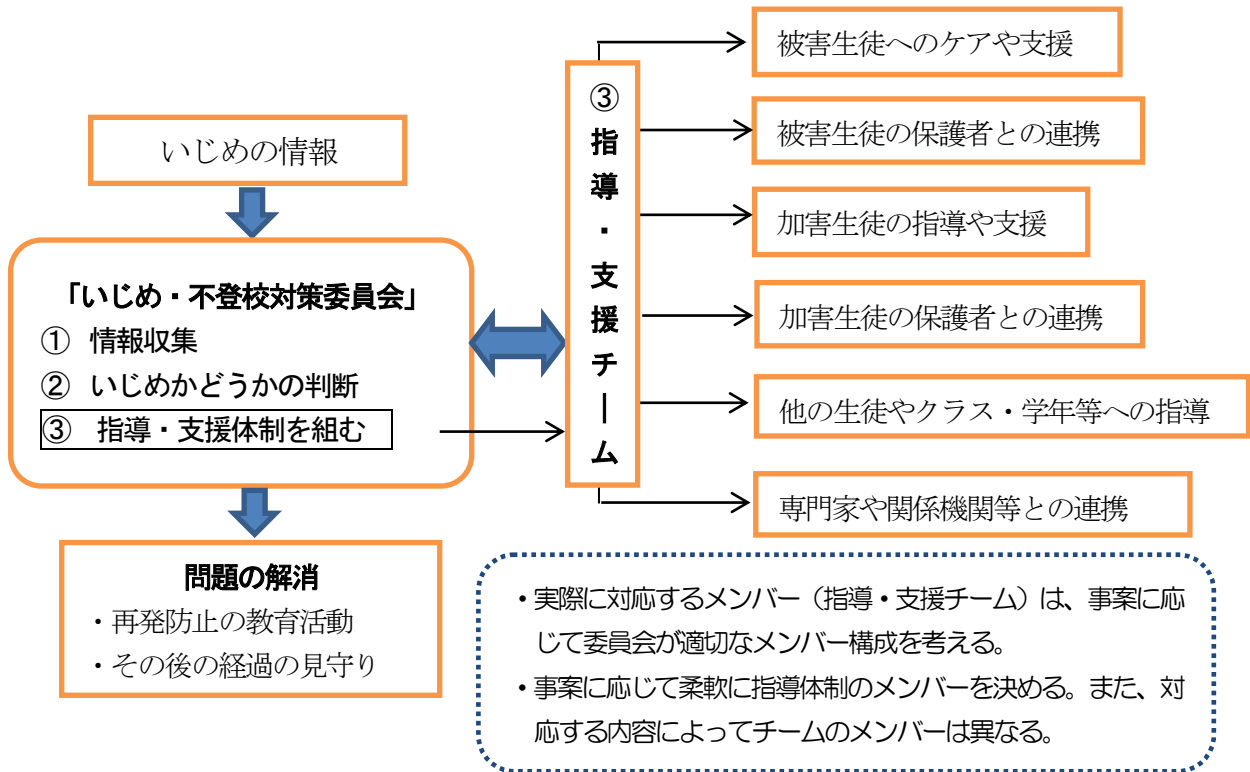
- ・ 年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- ・ 「いじめ・不登校対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ・ 現職研修で、年2回「いじめ・不登校」をテーマとした講話やケーススタディを実施する。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果を、学校経営

案及び学校のホームページに掲載する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）



オ 重大事態への対応

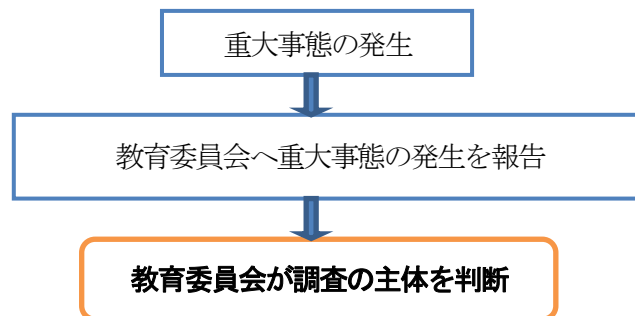
重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

【文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」より

（注）重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



学校が調査主体の場合

学校に重大事態の調査組織を設置

※「いじめ防止対策組織」が調査組織の母体となる。
※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

事実関係を明確にするための調査を実施

※因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
※たとえ学校に不都合なことはあったとしても、事実としっかり向き合おうとする姿勢が大切である。

いじめを受けた生徒及びその保護者への適切な情報提供

※関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。
※調査に当たって実施したアンケートは、提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明をする。

調査結果を教育委員会に報告

※希望があれば、いじめを受けた生徒または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

調査結果を踏まえた必要な措置

Ⅲ いじめの防止等に関する具体的な取組について

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。
- イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。
- ウ 公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。
- エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 教職員は、生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。
- イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」に報告をし、組織的に対応する。
- ウ 定期的な「いじめアンケート調査」(年2回)の実施や教育相談の充実を図る。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」で組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。

(取組の年間計画)

	未然防止の取組	早期発見の取組	「いじめ・不登校対策委員会」の動き	保護者・地域との連携
4月	○健康調査の実施【全学年】(保) ○相談室やSCの周知【全学年】(保) ○新入生オリエンテーション【1学年】(教)(生)(保)(学) ○ひいらぎ特別支援ガイダンス【1学年】(生)	○正門立ち番指導(毎朝)【全学年】(生) ○あいさつ運動(毎週月曜朝、生徒会執行部)【全学年】(生)		○交通立ち番指導(月1回)
5月	○生活点検週間【全学年】(生)(学) ○合同LT【全学年】(生) ○公開授業【全学年】(教)(科)	○「生活・学習・意識に関するアンケート」の実施【全学年】(教)(生)(保)(学) ○いじめアンケートの実施【全学年】(生)(学)	○現職研修①(講話) ○生徒相談委員会	○公開授業
6月	○朝の会【全学年】(生) ○情報モラル講話【1学年】(生) ○公開授業【3学年】(教)(科) ○ひいらぎ特別支援交流(ふれあいタイム)【1・2学年希望者】(生)		○生徒相談委員会	○校外清掃活動 ○PTA合同登校指導 ○公開授業
7月	○公開部活動【全学年】(生) ○ひいらぎ特別支援読書交流【3学年】(生)			○公開部活動
8月				
9月		○「生活・学習・意識に関するアンケート」の実施【全学年】(教)(生)(保)(学)	○中間評価→検証 ○生徒相談委員会	○学校評議員への学校行事 ○文化祭PTA企画

10月	○生活点検週間【全学年】(生)(学) ○合同LT【全学年】(生) ○朝の会【全学年】(生) ○面接週間【全学年】(学) ○ひいらぎ特別支援交流(ふれあいタイム)【1・2学年希望者】(生)		○現職研修②(ケーススタディ)	○PTA合同下校指導
11月	○合同LT【全学年】(生)		○生徒相談委員会	○校外清掃活動 ○PTA合同登校指導
12月	○人権講話【全学年】(生) ○ひいらぎ特別支援読書交流【1・2学年】(生) ○ひいらぎ特別支援交流(ふれあいタイム)【1・2学年希望者】(生)	○いじめアンケートの実施【全学年】(生)(学)		○公開部活動
1月	○ひいらぎ特別支援交流(ふれあいタイム)【1・2学年希望者】(生)			○PTA合同登校指導
2月	○生活点検週間(生)(学) ○合同LT【1・2学年】(生)		○自己評価 ○生徒相談委員会	○校外清掃活動
3月	○情報モラル講話【合格者オリエンテーション】(生)		○生徒相談委員会 ○学校関係者評価の結果を検証し、「いじめ防止基本方針」の見直し	○学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価を行う。

⑧…教務部 (生)…生徒指導部 (保)…保健部 (学)…学年会 (科)…教科会